

## ・建設業者に係る格付基準について

(平16.7.1付34-4)

総務人事等担当理事  
理事長 から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

改正 平成17年4月20日(イ)

平成21年3月27日(ロ)

標記について、「建設業者登録要領について」(平16.7.1付34-1)第10の3の規定に基づき、格付区分に係る基準(以下「格付基準」という。)を下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

### 1 建築工事の格付基準(イ)

格付	総合点数
A	1,200点以上
B	900点以上 1,200点未満
C	900点未満

### 2 土木工事の格付基準(イ)(ロ)

格付	総合点数
A	1,350点以上
B	1,000点以上 1,350点未満
C	800点以上 1,000点未満
D	800点未満

### 3 電気工事の格付基準

格付	総合点数
A	1,200点以上
B	800点以上 1,200点未満
C	800点未満

4 管工事の格付基準

格付	総合点数
A	1,150 点以上
B	750 点以上 1,150 点未満
C	750 点未満

5 造園工事の格付基準

格付	総合点数
A	1,000 点以上
B	800 点以上 1,000 点未満
C	800 点未満

以上